

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 4 日現在

機関番号：33910

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23531055

研究課題名(和文)ガバナンス論の政策分析枠組みとしての「有効性」と「合理性」に関する基礎的研究

研究課題名(英文)A basic study on "effectiveness" and "rationality" as the policy analysis framework of governance theories

研究代表者

武者 一弘 (MUSHA, Kazuhiro)

中部大学・全学共通教育部・教授

研究者番号：50319315

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：90年後半から今日に至る教育委員会制度改革が教育のガバナンス改革であることを明らかにした。フィンランドのPISAでの高得点・高順位を支えるものとして、教育のガバナンス改革や父母住民の学校参加、EUへの加盟に伴う多様性と寛容性と共生の価値観の重視などの影響が大きいことを明らかにした。平成の市町村合併後の新市町村の建設と市町村立学校の再配置は、学校づくりとまちづくりに運動していることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：I elucidated that Board of Education system reform to continue up to the present day from late 90 was governance reform of the education. As the reason why Finland is high score and high order in PISA the thing which supported high score, high order in Finnish PISA, I clarified that the influence on the governance reform of the education and the participation of parents and inhabitants in schools, serious consideration of the sense of values such as the variety and the tolerance and the symbiosis with the participation to EU was so strong. I clarified that the construction of new cities, towns and villages after the merger of cities, towns and villages of Heisei period and the relocation of city schools, town schools and village schools linked up making of schools and making of towns.

研究分野：教育行政学

 キーワード：ガバナンス 学校再配置 まちづくりと学校づくり フィンランドの学校づくり 地域に根ざした学校
 づくり 小中一貫校

1. 研究開始当初の背景

(1) 社会的背景

教育委員会の必置制度の廃止は、「経済財政運営と構造改革の基本方針2006」、「同2007」、全国市長会「第二期地方分権改革に関する提言」(2007年10月)、規制改革会議第一次答申(2007年5月)にみられるように、小泉内閣以来の構造改革・地方制度改革の一大争点であった。2009年総選挙時の民主党マニフェストには教育委員会制度の廃止が明記されており、政権交代後も改革の争点であり続けた。このとき行政学者らは市民自治や市民的自由の抑圧装置であるとして、ガバナンス論を援用しながら教育委員会制度の廃止を主張していた。他方、中央教育審議会答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」(2007年3月)にみられるように、文部科学省や中央教育審議会は生涯学習や文化・スポーツ部門の首長部局への移管を容認しつつも、学校教育を中心に教育委員会制度の骨格維持の姿勢を鮮明にしていた。だが、地方では既に構造改革特区や行政事務の補助執行措置を用いて、教育行政の首長部局化を実現した自治体が複数出現していた。

教育行政機構改革の動きが錯綜する状況は、実は日本に限ったことではなく、ポストモダン期に移行した国々(特に自由主義・民主主義を標榜する欧米諸国)に共通していた。

(2) 本研究の着想に至った背景

本研究の着想に至った経緯には、直接には二つある。

①日本学習社会学会の課題研究「生涯学習システムの再編化と市民的公共性」(2004年～06年)と「新しい学校づくりと地域・設置者関係—教育特区における学校設置主体の多様化—」(2007年～08年)で、コーディネーターと報告者をつとめ、生涯学習や社会教育の研究者、NPO活動や市民運動の実践家との共同研究の機会を得たことである。このとき日本型市民社会の成熟期における新たな教育の公共性とその公的支援システムを探求する中で、主に発達段階の点から、教育のソフトとハードの両面で「子ども」行政と「おとな」行政の相違を認識した。

②2003年～2004年に国際基督教大学社会科学研究所の客員研究員をつとめ、行政学界を代表する西尾勝・西尾隆の両教授に師事し、地方制度改革と教育委員会制度の再編に関する研究を行ったことである。ここで行政学の視座から教育行政学と教育行政制度をみるという経験をし、アカデミックな意味で新鮮な感覚の中で社会科学的方法論から多くを学んだ。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本の地方教育行政の機構改革の動きを、ガバナンス論によって捕捉

することの「有効性」と「合理性」を解明するとともに、子どもの科学的発達保障の研究、ガバナンスに関する行政学研究、欧米圏を中心とする外国研究の各知見に学びつつ、教育学に内発的な「教育のガバナンス論」の理論枠組みの特質を解明することである。ここで「有効性」とは分析概念及び理論としての対象への接近法のことをいい、「合理性」とは分析概念及び理論についての、教育学理論の体系における正当な位置づけを意味する。

研究上の作業課題は、次の三点である。

- ①教育委員会制度の抜本改革を迫る多様なアクター(内閣府系・総務省系・文科省系の各審議会、全国市長会、財界、行政学界など)の議論を対象とするガバナンス研究の分析。
- ②英米の教育行政の機構改革を対象とするガバナンス研究の分析。
- ③既に教育行政の機構改革を実現した国内外の自治体を対象とするガバナンスの変動の実証的調査。

3. 研究の方法

本研究は、教育制度改革を地方制度改革としてのみ把握するのではなく、文化的・社会的なコミュニティである教育コミュニティの再編と教育自治の再構築と捉え、次の三つの研究方法により、研究を遂行した。

- ①教育行政制度の実証理論研究
- ②教育委員会再編を先駆的に進めている自治体とコミュニティを対象とする実証調査研究
- ③欧米諸国における地方教育行政改革・ガバナンス改革との外国比較研究

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

本研究の主な成果として、次の三点を指摘することができる。

- ①90年後半から今日に至る教育委員会制度改革が教育のガバナンス改革であることを明らかにした点。
- ②フィンランドのPISAでの高得点・高順位を支えるものとして、教育のガバナンス改革や父母住民の学校参加、EUへの加盟に伴う多様性と寛容性と共生の価値観の重視などの影響が大きいことを明らかにした点。
- ③平成の市町村合併後の新市町村の建設と市町村立学校の再配置は、学校づくりとまちづくりに連動していることを明らかにした点。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

先の三点の研究成果は、国内外の通説の変更を迫るインパクトの大きなものであった。

- ①教育委員会制度改革は、通説では機構改革であるとされているが、実はガバナンス改革であることを理論的かつ実証的に明らかに

した。

②フィンランドのPISAでの高得点・高順位の理由については、国内ではもっぱら指導法や授業形態が注目され、フィンランドでは教員の質の高さと教育の自由が理由とされてきたが、本研究は学校への父母や住民の参加が学校の教育の質と組織運営の質を高めている可能性を明らかにした。

③市町村と学校統廃合は自治体財政の再建の観点から研究されてきたが、地域コミュニティと人を共ながら育てる観点から分析する必要性を明らかにした。

(3) 今後の展望

本研究の成果を踏まえて、教育に固有のガバナンスのあり方を追究していきたい。その際、国内外における子どもの学びと育ちを核とした、①父母や住民が当事者となった学校づくりの実践事例の調査、②父母や住民が当事者となった学校統廃合の事例の調査、③これらの法制度理論の研究を通して、迫ってきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4件)

(1) 武者一弘、日本における地域の教育力とは、*Korean Journal of the Japan Education*、査読有、Vol19、No21、2015年、pp.111-117

(2) 武者一弘、構造改革下の自治体教育政策をめぐる動向(2)のまとめ、*日本教育政策学会年報*、査読無、第21巻、2014年、pp.157-161

(3) 武者一弘、誰がつくる学校か学校参加の可能性—自治の力を育み主権者・市民を育む—、*教育*、査読無、814巻、2013年、pp.50-57

(4) 武者一弘、学校統廃合の議論にみる地域と学校、*教育*、査読無、803巻、2012年、pp.86-93

[学会発表] (計12件)

(1) 武者一弘、自治体における教育改革とそれへの現場・研究者・住民らの共同的取り組み—事例に基づいて—、*教育経営懇談会定例研究会*、2015年2月17日、名古屋大学(愛知県名古屋市)

(2) 武者一弘、日本における地域の教育力とは、*韓国日本教育学会大会基調講演*、2014年11月1日、ソウル教育大学(韓国ソウル市)

(3) 武者一弘、学校統廃合をめぐる学校づくりと地域づくりの課題—長野県に寄せながら—、*長野県教育科学研究会定例研究会*、2014年3月5日、長野県高等学校教育会館(長野県長野市)

(4) 武者一弘、開かれた学校づくりの可能性と理論的課題、開かれた学校づくり全国交流集会分科会、2013年11月17日、一橋大学(東京都国立市)

(5) 武者一弘、子どもが健やかに育つ学校とは、*長野県母親大会*、2013年9月15日、*清泉女学院大学・清泉女学院短期大学*(長野県長野市)

(6) 武者一弘、「構造改革下の自治体教育政策と教育づくり」、*日本教育政策学会大会自由研究*、2013年7月20日、*桜花学園大学*(愛知県名古屋市)

(7) 武者一弘、学校統廃合をめぐる学校づくりと地域づくりの課題、*日本教育学会大会ラウンドテーブル*、2013年8月28日、一橋大学(東京都国立市)

(8) 武者一弘、自治体の教育計画・評価と学校の教育計画・評価—長野県辰野高等学校の実践の意義と教育学者として引き取るべき研究課題—、*日本教育学会中部地区公開研究会*、2013年5月12日、*愛知県立大学名古屋駅前サテライトキャンパス*(愛知県名古屋市)

(9) 武者一弘、「長野県の学校統廃合と教育政策」に寄せながら、*日本教育政策学会公開研究会*、2013年3月16日、*明治大学*(東京都千代田区)

(10) 武者一弘、学校統廃合の議論にみる地域と学校—教育実践観と教育組織観、育ちあいの共同体に注目して—、*長野県教育史・教育法全県研究会*、2013年2月9日、*長野県教育会館*(長野県長野市)

(11) 武者一弘、「地方分権」政策下における自治体教育政策研究をめぐる課題と方法—小中学校統廃合をめぐる自治体教育政策を事例として—、*日本教育政策学会常任理事会*、2011年12月10日、*明治大学*(東京都千代田区)

(12) 武者一弘、平成の市町村合併期以後の地方における市町村立学校の統廃合に関する一考察—「教育の意思論」と「学校の役割」に注目して—、*日本教育政策学会大会自由研究*、2011年7月3日、*琉球大学*(沖縄県中頭郡西原町)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

武者 一弘 (MUSHA, Kazuhiro)

中部大学・全学共通教育部・教授

研究者番号：50319315